

第65回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年5月22日(木曜日)
午前10時 (午前9時開場)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2025年5月21日(水曜日)
営業時間終了時 (午後5時30分) まで

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案 剰余金を処分する件

第5号議案 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に
係る定款変更の件

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社 **ワキタ**
代表取締役社長 脇田 貞二

第65回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://wakita.co.jp/ir/soukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「ワキタ」または「コード」に当社証券コード「8125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年5月21日（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日	時	2025年 5月22日（木曜日） 午前10時（午前9時開場）
2 場	所	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 当社本社 9階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。

3 目 的 事 項

報告事項 (1) 第65期 (2024年3月1日から2025年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第65期 (2024年3月1日から2025年2月28日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

<株主提案 (第4号議案及び第5号議案) >

第4号議案 剰余金を処分する件

第5号議案 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「主要な営業所及び工場」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

1 事前に議決権をご行使いただく場合

インターネット等による 議決権行使



4 ページをご参照いただき、手順にしたがって、下記の行使期限までに議決権をご行使ください。

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使できる「スマート行使」を導入しておりますので、ご活用ください。

行使期限

2025年5月21日（水曜日）
営業時間終了時（午後5時30分）

書面による議決権行使



5 ページをご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年5月21日（水曜日）
営業時間終了時（午後5時30分）

※インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

2 当日ご出席いただく場合

株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

開催日時

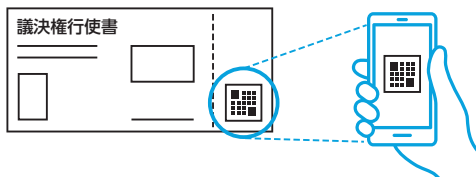
2025年5月22日（木曜日）午前10時
午前9時受付開始

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

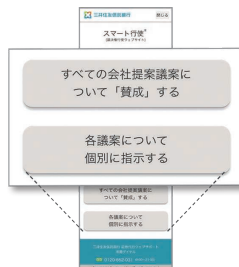
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



注意 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

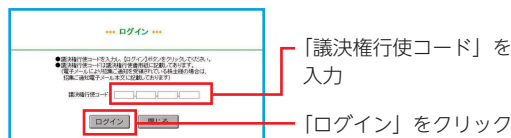


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

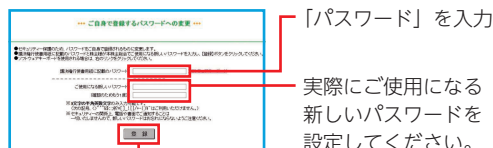
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

書面による議決権行使のご案内

記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社 **ワキタ** 御中

株主番号 議決権行使回数 印

私は、2025年5月22日開催の貴社第68回定時株主総会の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。議決権を行使した場合は、議決権行使書に記したとおり議決権を行使いたします。

2025年5月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱われます。

株式会社ワキタ

インターネットと書面併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

（ご留意）
当社取締役会が株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第4号議案および第5号議案につき、「株主提案」に賛成の場合は「賛」、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印で表示ください。

インターネット利用
議決権行使
（スマートフォン）
（タブレット）
（PC）
（QRコード）
※詳細は「インターネット利用」の欄を参照してください。

株式会社 **ワキタ**

お願い
1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席されない場合は、左の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年5月21日午後5時30分までに到着するよう取り退いて送付ください。
3. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の株主者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該株主者の番号をご記入ください。
4. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
5. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトからアクセスし、2025年5月21日午後5時30分までに行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第4号議案及び第5号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は14ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛

議案	第4号議案	第5号議案
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、前期に比べ38円増配し1株につき100円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金100円 総額4,945,202,400円
3 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年5月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名（年齢）	候補者属性	現在の 当社における地位	取締役 在任年数	出席状況 （第65期 取締役会）
1	脇田 貞二 （満68歳）	再任	代表取締役社長	33年	100% （16回／16回）
2	清水 一弘 （満68歳）	再任	専務取締役	9年	94% （15回／16回）
3	石川 恵次 （満66歳）	再任	取締役	6年	100% （16回／16回）
4	成山 敦彦 （満56歳）	再任	取締役	1年	100% （13回／13回）

- （注） 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 成山敦彦氏の取締役会出席回数は、2024年5月23日開催の第64回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としております。

1

わき た てい じ
脇田 貞二

1957年2月10日生（満68歳）

再任

取締役在任年数

33年

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社の株式の数

572,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
1992年5月 当社取締役 社長室長
1998年5月 当社常務取締役 社長室担当
2000年8月 当社常務取締役 営業本部 副本部長
2002年5月 当社専務取締役 営業本部 副本部長
2004年5月 当社代表取締役社長（現任）
2016年5月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長

【選任理由】

脇田貞二氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2

し みず かず ひろ
清水 一弘

1956年6月30日生（満68歳）

再任

取締役在任年数

9年

取締役会への出席状況

94%（15回／16回）

所有する当社の株式の数

26,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2007年3月 千葉リース工業株式会社 代表取締役社長
2011年5月 当社執行役員 東京中央支店長
2016年5月 当社取締役 建機賃貸部門副責任役員
2018年5月 当社常務取締役 建機事業部門副責任役員
2019年5月 当社常務取締役 営業本部 副本部長 兼 建機事業部門統括責任役員
2021年5月 当社専務取締役 営業本部 副本部長 兼 建機事業部門統括責任役員 兼 国際営業部担当
2023年2月 大喜産業株式会社 取締役
2024年5月 当社専務取締役 建機事業部門統括責任役員 兼 国際営業部担当（現任）

【選任理由】

清水一弘氏は、当社の建機事業部門に長年従事し、豊富な経験、実績及び専門分野における高い見識を有しており、当社グループの経営に関する重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 いし かわ けい じ 石川 恵次 1959年1月14日生（満66歳）

再任

取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社の株式の数

5,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社

2018年5月 当社執行役員 システム営業部長

2019年5月 当社取締役 システム事業部長

2022年9月 当社取締役 システム事業部長 兼 フロンティア事業部長
サンネットワークリブ株式会社 取締役（現任）

2023年3月 株式会社ニチケアネット（現 株式会社ワキタケアネット）取締役（現任）

2023年4月 当社取締役 商事事業部門統括責任役員

2024年5月 当社取締役 商事事業部門統括責任役員 兼 ＳＶ事業部長 兼 フロンティア事業部長
（現任）

（重要な兼職の状況）

サンネットワークリブ株式会社 取締役

株式会社ワキタケアネット 取締役

【選任理由】

石川恵次氏は、当社のシステム事業部（現 ＳＶ事業部）に長年従事し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの商事事業部門における今後の展開に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 なり やま あつ ひこ 成山 敦彦 1969年3月2日生（満56歳）

再任

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

所有する当社の株式の数

2,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行

2021年5月 当社入社 参事 総務部長

2021年5月 当社執行役員 総務部長

2024年5月 当社取締役 総務部長（現任）

【選任理由】

成山敦彦氏は、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見識を有していること及び総務部長として総務・人事業務に従事し、経営全般における見識と能力は、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役大野茂氏、蔵口康裕氏及び石田法子氏の3名は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (年齢)	候補者属性	現在の 当社における地位	取締役 (監査等委員) 在任年数	出席状況 (第65期)
1	おお の 大野 しげる 茂 (満64歳)	再任	取締役 (常勤監査等委員)	1 年	取締役会 100% (13回／13回) 監査等委員会 100% (12回／12回)
2	くら ぐち 蔵口 やす ひろ 康裕 (満74歳)	再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	8 年	取締役会 100% (16回／16回) 監査等委員会 100% (16回／16回)
3	や くら 矢倉 あき こ 昌子 (満65歳)	新任 社外 独立	—	—	—

- (注) 1. 矢倉昌子氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 蔵口康裕氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、大野茂氏及び蔵口康裕氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約（責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とするもの）を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、矢倉昌子氏の選任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、蔵口康裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、矢倉昌子氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 大野茂氏の取締役会出席回数及び監査等委員会出席回数は、2024年5月23日開催の第64回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会及び監査等委員会を対象としております。

1

おお の
大野

しげる
茂

1960年10月24日生（満64歳）

再任

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

監査等委員会への出席状況

100%（12回／12回）

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2013年11月 マニユライフ生命保険株式会社 金融法人営業本部 部長
2018年6月 三菱ＵＦＪ住宅ローン保証株式会社（現 三菱ＵＦＪローンビジネス株式会社）
代表取締役専務
2023年8月 当社入社 管理本部 副本部長
2024年5月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

【選任理由】

大野茂氏は、金融機関及び事業会社において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を活かして会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

2

くら ぐち やす ひろ
蔵口 康裕

1950年8月25日生（満74歳）

再任

社外

独立

社外取締役在任年数

8年

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

監査等委員会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1976年3月 公認会計士登録
2005年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長
2007年7月 日本公認会計士協会常務理事
2013年7月 蔵口公認会計士事務所代表（現任）
2016年5月 当社社外監査役
2016年6月 日本電通株式会社社外取締役（監査等委員）
2017年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年9月 株式会社カスタメディア社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
蔵口公認会計士事務所代表
株式会社カスタメディア社外監査役

【選任理由及び期待される役割の概要】

蔵口康裕氏は、公認会計士としての専門的な知識や豊富な経験を有していることから、企業会計分野において有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

3 や くら あき こ
矢倉 昌子

1960年3月22日生（満65歳）

新任

社外

独立

■ 社外取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査等委員会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
2000年4月 アスカ法律事務所パートナー弁護士（現任）
2013年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事
2020年6月 田岡化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年1月 神東塗料株式会社社外取締役（現任）
2022年4月 日本弁護士連合会副会長
（重要な兼職の状況）
アスカ法律事務所パートナー弁護士
田岡化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
神東塗料株式会社社外取締役

【選任理由及び期待される役割の概要】

矢倉昌子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、法務分野での有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

【参考】 スキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、各取締役の主な専門性とバックグラウンド及び期待する知見・経験は、以下のとおりであります。

主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知見・経験）						
	1	2	3	4	5	6
	企業経営	業界知見	財務・会計・ファイナンス	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ダイバーシティ
脇田 貞二	●	●	●	●		
清水 一弘	●	●				
石川 恵次	●	●				
成山 敦彦			●	●	●	
大野 茂	●				●	
蔵口 康裕			●			●
青木 克彦	●		●			
矢倉 昌子					●	●

以 上

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、提案の内容、議題、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。

提案の内容

以下の2の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）「以下の2の議案」とは、第5号議案を指しております。

第4号議案 剰余金を処分する件

1. 議案の要領

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第65期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額（以下「DOE6%相当額」という。）から、第65回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款34条に基づいて第65回定時株主総会の開催日までに2025年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第65回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第65回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第65回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2024年11月末現在で、約68%と非常に高い。加えて、当社は政策保有株式等の本業とは無関係の資産も保有している。そのため、DOE6%（2024年11月期末で121円）を株主還元方針としていただきたい。

ROEが6%に満たない場合は、配当性向が100%を越えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

当社は現在、配当性向100%を株主還元の方針としているが、2024年2月末の当社のROEは僅か3.2%であり、抜本的な経営改革を行わない限り、今後の大幅な改善は見込めない。当社の高すぎる自己資本比率を考慮すると、配当性向100%だけでは株主還元方針として不十分であり、DOE6%の還元を併せて導入すべきである。

【第4号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第4号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

2025年2月期は、2025年4月11日の「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金100円の配当を実施することを、2025年5月22日開催予定の第65回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、配当性向126%を超え、従来より一層踏み込んだ還元を実施することになります。

また、株主還元の強化を継続するために、2025年4月11日公表の『「2028中期経営計画」(2026年2月期～2028年2月期)策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2026年2月期から2028年2月期までの3年間、每期、配当金を100円以上とする方針を定めており、安定した株式還元を実施する予定です。

○理由

当社は、2025年4月11日の「2025年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表しました通り、2025年2月期の配当金を100円とすることを予定しております。

本提案は、2025年2月期における配当金をDOE6%相当額とするものであり、その提案理由として、ROEが6%に満たない場合に配当性向が100%以上となるようにすることで徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図る旨が述べられておりますが、上記のとおり、第65回定時株主総会に上程予定の会社提案が承認可決されれば、当社の配当性向は126%を超える結果となることから、これをもって、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しつつも、株主の皆様に対する一層踏み込んだ還元を実現し、当社株主価値の向上を図ることは可能と考えております。

第5号議案

株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役および取締役会

(株主価値向上・非公開化検討委員会)

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う株主価値向上・非公開化検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員により構成される。

3. 委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任することができ、当該外部アドバイザーは、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める委員会の活動に関する助言を委員会に与えることができる。

4. 委員会は、当会社取締役会とは独立し、非公開化を含めた当会社の株主価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。

(1) 当会社の株主価値向上に資する全般的な事業施策（不動産事業の改革を含むがこれに限られない。）、財務施策（資本コストの評価・把握および資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれに限られない。）、コーポレートガバナンスに関する施策及び非公開化に関する施策（これらを総称して以下「株主価値向上策」という。）についての株主からの意見聴取

(2) 収集した情報を踏まえた株主価値向上策の検討および取締役会への提示

(3) 取締役会に提示する株主価値向上策およびこれに関して取締役会に提供した参考資料などに関する株主及びその他のステークホルダーへの説明

(4) 当会社に対する買収提案が行われた際に、買収者および当該買収提案にかかる買収の成否から独立した特別委員会として行う、当該買収提案の是非についての検討および判断ならびに取引条件の妥当性および手続の公正性についての検討および判断

5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば、誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、委員会において定める株主価値向上・非公開化検討委員会規則による。

6. 委員及び外部アドバイザーの報酬を含む委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

2. 提案の理由

当社のPBRは長期的に1倍を下回っており、抜本的な経営改革が必要である。

例えば、当社は2024年2月期末で時価541億円の賃貸等不動産を保有しているが、これを不動産投資信託（以下「リート」という。）へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリートの運用会社となれば資本効率は大幅に改善する。

提案株主は、このような方策を再三にわたり提案してきたが、当社はこれらの提案を殆ど取り入れず、低迷する株価を放置している。

東京証券取引所は、上場企業数に重点は置かず、量より質を重視していく姿勢を明確にしており、昨今は上場コストの上昇を受け、非公開化する企業が増加している。当社についても、現在の方針を継続する限り、株主価値の向上は見込めず、その場合は非公開化すべきである。

そのため、社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、取締役会からは独立した立場で非公開化を含めた当社の株主価値向上策の検討を行うべきである。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社取締役会は、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、いずれも当社事業に精通している業務執行取締役及び個々の専門的な知見からの助言・提言を行う社外取締役とで構成されており、上場企業としての当社の株主価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながる経営上の意思決定及び業務執行の監督がなされているものと考えております。

本提案において、「株主価値向上・非公開化検討委員会」は、「当会社の社外取締役からなる委員により構成され」、「自らの裁量で外部アドバイザーを選任（できる）」とされておりますが、新たな機関を設置するまでもなく様々な知見をもった社外取締役も加わり、株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことが当社の株主価値向上に資すると考えております。

○理由

当社は、従前より、株主総会や決算説明会、面談等において頂いた株主の皆様のご意見を参考とし、また必要に応じて外部アドバイザーからの助言を得た上で、取締役会にて、当社の株主価値の持続的な向上の観点から、事業施策、財務施策、コーポレートガバナンスに関する施策に係る意思決定を行っております。また、当社に対して買収提案がなされた場合には、その内容等を踏まえた適切な検討体制を構築することも可能です。したがって、本提案における「株主価値向上・非公開化検討委員会」のような新たな機関の設置は不要と考えております。

なお、提案の理由で抜本的な経営改革の一例として掲げられている不動産投資信託（リート）の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、2025年4月に公表した「2028中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は引き続き安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元には資するものであると考えております。

以 上

事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国経済は、企業の業績が堅調に推移し、雇用と所得の状況は緩やかに回復基調であるものの、アメリカの政策動向とエネルギーや資源の価格水準、建設・運送業界の2024年問題等、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの中核事業である建機事業の市場環境においては、公共投資は政府による国土強靱化、安全、防災、減災対策等の方針に牽引されて安定的に推移いたしました。民間投資は企業の業績が堅調に推移したことに加えて、上向きな景気動向が後押し、手堅い推移を見せました。一方で建設コストの上昇や労働規制強化及び土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2022年4月に2025年2月期を最終年度とする「2025 中期経営計画」を策定し、「安定から成長へ」と目標を定めました。さらに、2024年5月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に記載した成長戦略として、これまで進めてきた、店舗ネットワーク展開、建設ICTの強化、介護事業の拡充及び人材戦略に加えて、建機事業の具体的な積極推進施策として自社保有機械の稼働率向上、レンタル単価への価格転嫁、ICTソリューション（技術提案）の強化及びバックヤードの効率化を取り入れ、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図って参りました。

建機事業では、販売部門は一部のグループ会社で海外景気の下振れ及び円安による影響を受けたものの、稼働期に合わせた建設機械の導入が順調に進み、売上高・利益面とも増加いたしました。賃貸部門では公共・民間事業ともにレンタル需要は引き続き堅調に推移し、資産機の高水準投資の効果や店舗ネットワークの拡充により売上高は伸長いたしました。利益面においても、建機事業の具体的な積極推進施策を推し進めた結果、自社保有機械の稼働率向上やレンタル単価への価格転嫁などに効果が表れ、増加いたしました。

その結果、建機事業全体の売上高は、742億58百万円（前期比2.2%増）、セグメント利益は、33億14百万円（同8.8%増）となりました。

商事事業では、販売部門はカラオケ新機種の入替は来期に持ち越されたものの、新たな市場の販売需要を取り込んだ成果により、売上高・利益面ともに前年同水準となりました。一方で賃貸部門では株式会社ワキタケアネットの収益が通期寄与し、売上高・利益面ともに増加いたしました。

その結果、商事事業全体の売上高は、105億79百万円（前期比18.4%増）、セグメント利益は、5億72百万円（同35.5%増）となりました。

不動産事業では、販売部門は収益物件の売却の影響で、売上高・利益面ともに増加いたしました。賃貸部門は保有している商業ビルやマンション等の稼働率は引き続き堅調に推移いたしました。加えて、幅広くホテル事業をご理解いただくために株主優待制度として利用券を導入したホテル事業も堅調に推移し、売上高・利益面ともに増加いたしました。

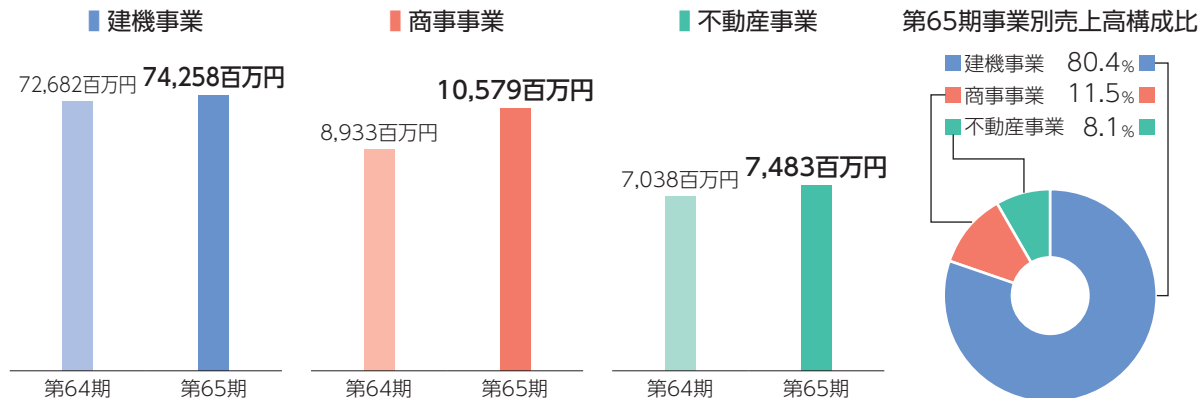
その結果、不動産事業全体の売上高は、74億83百万円（前期比6.3%増）、セグメント利益は、25億3百万円（同20.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、923億21百万円（前期比4.1%増）、利益面では不動産事業で期初に計画した神奈川県横浜市の収益物件を譲渡し、売却益7億59百万円を計上したことによって利益を押し上げ、営業利益は63億90百万円（同15.3%増）、経常利益は65億6百万円（同13.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、39億12百万円（同23.9%増）となりました。

事業別売上高

	第64期 (前連結会計年度 (2024年2月期))		第65期 (当連結会計年度 (2025年2月期))		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建機事業	72,682百万円	82.0%	74,258百万円	80.4%	102.2%
商事事業	8,933百万円	10.1%	10,579百万円	11.5%	118.4%
不動産事業	7,038百万円	7.9%	7,483百万円	8.1%	106.3%
合計	88,654百万円	100.0%	92,321百万円	100.0%	104.1%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は55億15百万円となりました。

うち主なものは次のとおりであります。

建機事業における貸与資産の取得	31億74百万円
不動産事業における賃貸不動産の取得	3億88百万円

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、アメリカの関税強化等の政策動向とロシアによるウクライナ侵攻の長期化や不安定な中東情勢による資源価格やエネルギー価格の推移等、景気の先行きについては予測不可能な状況が見込まれます。

一方国内では、経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境は緩やかに改善し、個人消費並びに設備投資には持ち直しの動きがみられるものの、国際経済環境が国内に及ぼす影響は予断を許しません。

当社グループが主力としている建機業界においては、公共投資は政府による国土強靱化、安全、防災、減災対策等の方針に牽引されて安定的に推移いたしました。民間投資は企業の業績が堅調に推移したことで景気動向が後押ししたことにより、手堅い推移を見せました。その一方で建設コストの上昇や労働規制強化及び土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2025年4月11日に2028年2月期を最終年度とする「2028 中期経営計画」を策定し、「飛躍への基盤造り」をスローガンに長期的な成長シナリオを創出する施策である、店舗ネットワーク拡充、DXの推進、事業領域の拡大及び資産効率の向上を注力方針とし、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図って参ります。

中核事業である建機事業においては、レンタル資産の仕入価格が高騰する中、自社保有機械の適正配置、レンタルオペレーションの効率化を推進し2025年2月期は増益となりました。2026年2月期は引き続き資産効率の向上を進めるとともに災害の復旧・復興工事、公共インフラの老朽化対策、土木建設の担い手不足等の建設業界を取り巻く環境に対応して参ります。その施策としてM&Aを通じたレンタル拠点のネットワーク拡充、ICTワンストップサービス・i-Construction 2.0への挑戦等の建設DXの推進に加えて、新たに仮設業界の課題解決となる商品をラインナップし、仮設機材整備装置の販売を進めて参ります。

チャレンジ事業である商事事業の介護部門においては、全国に拡大した介護機器レンタルの拠点網を強化すべく、更なる店舗ネットワークの拡充を進めて参ります。あわせて、商社ならではの情報網を利用した介護各社との連携及び介護DXにより高齢者人口の増加と担い手不足の減少という課題を解決して参ります。

同じく商事事業のS V部門においては、コロナ禍以降は復調を続けるカラオケ市場に引き続きカラオケ機器を提供するとともに、周辺機器のひとつである液晶テレビを新たな市場に提供するなど販路を拡大して参ります。

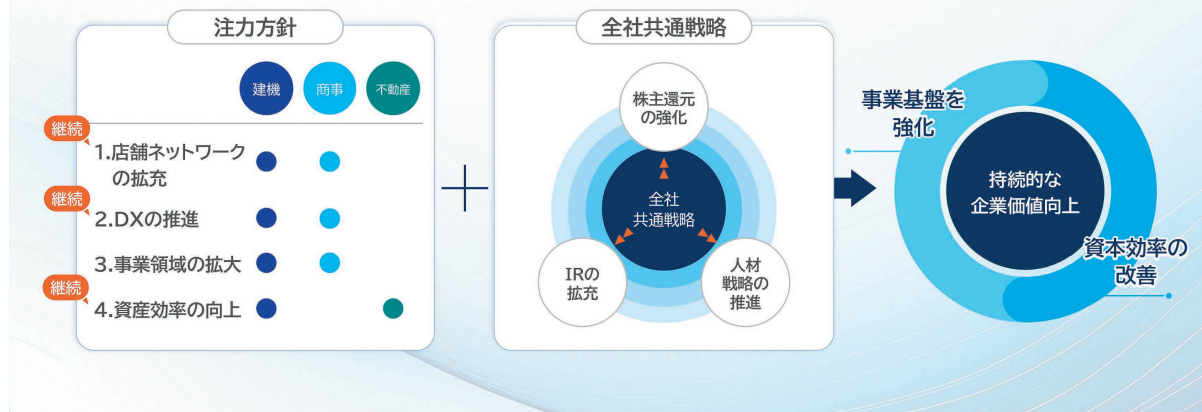
また安定収益事業である不動産事業においては賃貸資産のリノベーションを通じて収益性の向上を図るとともに、大阪関西万博開催の後押しを受けるホテル部門は引き続き強化を図り、安定的な収益を確保して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

「2028 中期経営計画」抜粋

— 2028 中期経営計画 (2026年2月期～2028年2月期)

～飛躍への基盤造り～



数値目標(連結)

- 本3カ年は長期的な飛躍のための「基盤造り」の期間とし、人的・物的先行投資を行う
- 収益力を引き上げるとともに、株主への還元を進め、各数値目標の持続的な向上を目指す
- 各数値目標は通過点と位置づけ、長期的に更なる成長と向上を目指す

(単位:億円)

	2025年2月期(実績)		2028年2月期(計画)		2025年2月期比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
売上高	923.2	-	1,110.0	-	+186.7	+20.2%
営業利益	63.9	6.9%	77.0	6.9%	+13.1	+20.5%
EBITDA	144.4	15.7%	161.0	14.5%	+16.5	+11.8%
ROE	3.9%	-	5.0%	-	+1.1pt	-

配当政策

- 強化した株主還元を継続することで、株主資本を抑制、ROEの上昇、企業価値の向上を目指す
- 中期経営計画期間中の配当政策としては、1株当たり配当金100円以上を予定



5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

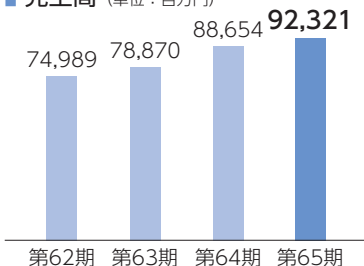
区 分	第62期 (2022年2月期)	第63期 (2023年2月期)	第64期 (2024年2月期)	第65期 (当連結会計年度 (2025年2月期))
売上高	74,989	78,870	88,654	92,321
営業利益	5,506	5,765	5,541	6,390
経常利益	5,661	5,880	5,712	6,506
親会社株主に帰属する当期純利益	3,573	3,901	3,158	3,912
1株当たり当期純利益	68円84銭	76円44銭	63円45銭	79円27銭
総資産	144,376	138,652	143,944	146,019
純資産	99,093	99,574	100,847	101,921

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

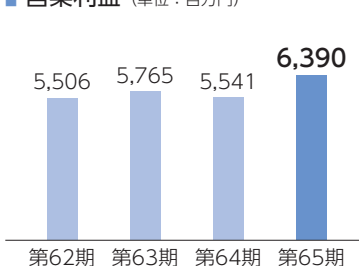
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

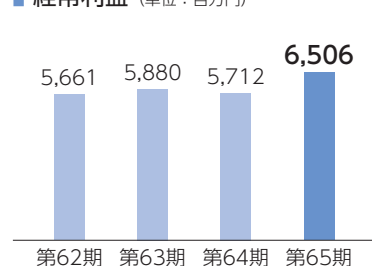
■ 売上高 (単位：百万円)



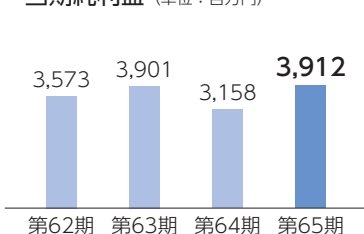
■ 営業利益 (単位：百万円)



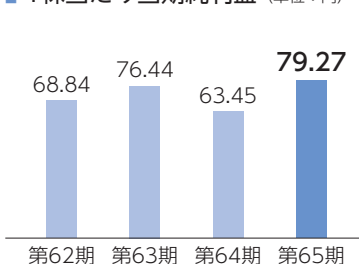
■ 経常利益 (単位：百万円)



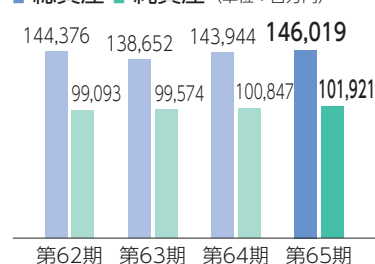
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



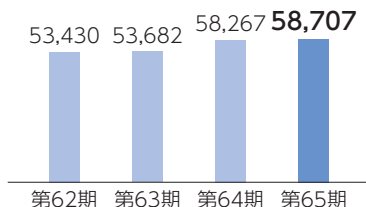
(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

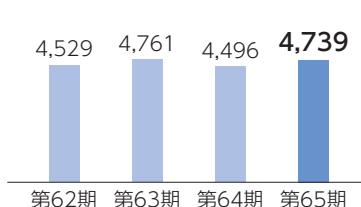
区 分	第62期 (2022年2月期)	第63期 (2023年2月期)	第64期 (2024年2月期)	第65期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高	53,430	53,682	58,267	58,707
営業利益	4,529	4,761	4,496	4,739
経常利益	4,915	5,120	4,834	5,050
当期純利益	3,798	3,916	3,156	3,341
1株当たり当期純利益	73円16銭	76円71銭	63円40銭	67円70銭
総資産	131,564	126,074	130,600	131,128
純資産	97,683	97,914	98,992	99,146

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

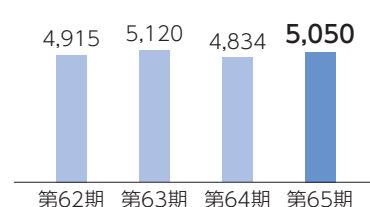
■ 売上高 (単位：百万円)



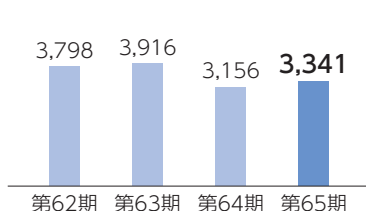
■ 営業利益 (単位：百万円)



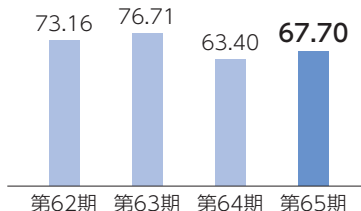
■ 経常利益 (単位：百万円)



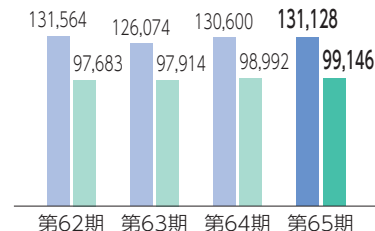
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千葉リース工業株式会社	50百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
八洲商会株式会社	30百万円	100%	荷役運搬機械の販売、賃貸及び輸出入
株式会社泉リース	10百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
東日興産株式会社	90百万円	80%	建設機械及び農業機械の部品販売
信陽機材リース販売株式会社	28百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社クリーン長野	20百万円	(注) 1.2. 100%	屋外トイレユニット等の販売及び賃貸
サンネットワークリブ株式会社	20百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
株式会社泰成重機	5百万円	100%	オペレーター付きクレーンの揚重業
株式会社C S S 技術開発	90百万円	(注) 3. 100%	工事測量業、測量機器の販売・賃貸
株式会社コルディア	86百万円	100%	不動産賃貸業
株式会社グランドアース九州	20百万円	90%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社ワキタ・ヤマケイ	10百万円	100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸
大喜産業株式会社	10百万円	100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸
大裕株式会社	15百万円	100%	建設用機械の製造販売業
株式会社ワキタケアネット	220百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
日東レンタル株式会社	50百万円	(注) 4. 90%	土木・建設機械等の販売及び賃貸

(注) 1. 出資比率は間接所有を含めております。

2. 2025年3月に株式会社クリーン長野の全株式を譲渡しております。

3. 2025年4月に株式会社CSS技術開発は、株式会社ワキタCSS技術開発に商号変更しております。

4. 2024年9月に日東レンタル株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。

7. 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

事業部門	事業内容
建 機 事 業	土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸
商 事 事 業	映像・音響機器の販売、介護用品・介護機器の販売及び賃貸
不 動 産 事 業	不動産（商業用ビル、マンション等）の賃貸、分譲等の販売及びホテルの経営

8. 従業員の状況（2025年2月28日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,842名	103名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（361名）は含まれておりません。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
616名	4名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（164名）は含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額の状況（2025年2月28日現在）

借入先	借入金残高
横浜信用金庫	335百万円
株式会社日本政策金融公庫	70百万円

2 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 149,959,000株
2. 発行済株式の総数 52,021,297株（自己株式2,569,273株を含む）
3. 株 主 数 25,451名
4. 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社協田興産	4,971	10.05
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,525	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,048	6.16
日本生命保険相互会社	2,061	4.16
株式会社三菱UFJ銀行	1,991	4.02
オリックス自動車株式会社	1,926	3.89
日立建機株式会社	1,200	2.42
株式会社三井住友銀行	1,048	2.11
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,000	2.02
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信 託口）	944	1.90

(注) 1. 当社は、自己株式2,569,273株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当該自己株式は、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	12,600	1
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	5,250	1

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 2. 取締役の報酬等の額 (3) 非金銭報酬等の内容」に記載のとおりであります。
2. 監査等委員である取締役に交付された株式数につきましては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）在任時の報酬として交付された株式数を記載しております。
3. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 貞 二	
専務取締役	清 水 一 弘	建機事業部門統括責任役員 兼 国際営業部担当、大喜産業株式会社取締役
取締役	石 川 恵 次	商事事業部門統括責任役員 兼 S V事業部長 兼 フロンティア事業部長、サンネットワークリブ株式会社取締役、株式会社ワキタケアネット取締役
取締役	成 山 敦 彦	総務部長
取締役（常勤監査等委員）	大 野 茂	
取締役（監査等委員）	蔵 口 康 裕	蔵口公認会計士事務所代表、株式会社カスタメディア社外監査役
取締役（監査等委員）	石 田 法 子	ライオン橋法律事務所代表、学校法人永守学園理事
取締役（監査等委員）	青 木 克 彦	株式会社コーポレートディレクション顧問、A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 2024年5月23日開催の第64回定時株主総会において、成山敦彦及び大野茂の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役大野茂氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議の出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の3氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
6. 取締役（監査等委員）蔵口康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役（監査等委員）大野茂、蔵口康裕、石田法子及び青木克彦の4氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
9. 小田俊夫氏は、2024年5月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。
10. 鷲尾祥一氏は、2024年5月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。

2. 取締役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
	員 数	金 額	員 数	金 額	員 数	金 額
基本報酬	5 名	75百万円	5 名 (3 名)	31百万円 (18百万円)	10名	106百万円
業績連動報酬等 (賞与)	4 名	44百万円	—	—	4 名	44百万円
非金銭報酬等 (株式報酬)	5 名	17百万円	—	—	5 名	17百万円
計	5 名	137百万円	5 名 (3 名)	31百万円 (18百万円)	10名	168百万円

- (注) 1. 上記には、2024年5月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である取締役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、「(3) 非金銭報酬等の内容」に記載のとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円の決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
5. 上記のほか、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、当該定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、当該定時株主総会終結後引き続き在任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを決議いただいております。当該決議に基づき、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して25百万円及び取締役（監査等委員）1名に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任時の4百万円をそれぞれ支給しております。なお、これらの金額は、過年度の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
6. 上記報酬等の額には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度「役員向け株式交付信託」による当事業年度における役員株式報酬引当金の繰入額17百万円を含めております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議に基づき定めております。

また、当該方針については、指名・報酬委員会の答申を得ております。

2. 方針の内容の概要

当事業年度の末日における、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性や客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査も参考に決定します。

b. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しつつ、代表取締役が個人別支給案を策定して指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した、毎年1回一定の時期に支払われる金銭報酬とし、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEをその指標とし、評価ウエイトはそれぞれ25%とします。各事業年度における支給額はそれぞれの指標の達成率の加重平均により算出の上、役位別・達成率別の支給基本額を算出し、代表取締役は各業務執行取締役の個人別目標や課題に対する達成度合いを評価の上、支給基本額に120%から0%の幅で乗じた個人別支給案を指名・報酬委員会に諮問します。同委員会はその案に基づき査定の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。この制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役位別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安（計画達成率100%を仮定）は概ね60対40となるよう設定し、上位役位ほどインセンティブ報酬の構成比が高くなるよう設定します。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別報酬のうち基本報酬及び賞与につきましては、代表取締役が、各業務執行取締役の管掌事項に対する職責遂行状況や業績に対する貢献度等を査定の上、個人別支給案を策定し指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は当該支給案について審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し個人別報酬を決定します。

3. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬（賞与）の業績指標は、直近連結会計年度における営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEを採用しております。営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びEBITDAは、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり株式市場の関心も高く、また、ROEは株主の皆様との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組み合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると判断しております。

そして、当連結会計年度（第65期）における営業利益は63億90百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は39億12百万円、EBITDAは144億49百万円、ROEは3.9%であります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）に関しましては、代表取締役が策定する個人別支給案について指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含め審議のうえ取締役会に対する答申を行っているため、取締役会も基本的にその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 非金銭報酬等の内容

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該制度は、約3年間の信託期間において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント（なお、一事業年度におけるポイントの上限は50,000ポイントです。）の数に相当する数の株式が、信託を通じて各当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付されるものであり、株式の交付時期は原則退任の時期としております。また、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、基本報酬及び賞与とは別枠で、当社が拠出する金銭の上限額150百万円が設定されています。

なお、上記制度につきましては、2024年7月末日の信託期間満了に伴い、同年6月21日開催の取締役会の決定により、更に3年間の期間延長を行いました。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席会議及び 出席状況	発言状況及び期待される役割に 対して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	蔵口康裕	取締役会 16/16回 監査等委員会 16/16回 指名・報酬委員会 5/ 5回	取締役会及び監査等委員会では、公認会計士としての立場から財務及び会計に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石田法子	取締役会 16/16回 監査等委員会 16/16回 指名・報酬委員会 5/ 5回	取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての立場から法律及び法務に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	青木克彦	取締役会 15/16回 監査等委員会 16/16回 指名・報酬委員会 5/ 5回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

2025年2月28日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	50,036	流動負債	22,206
現金及び預金	21,183	支払手形及び買掛金	6,561
受取手形	2,900	電子記録債務	3,626
電子記録債権	4,487	短期借入金	168
売掛金	11,717	1年内返済予定の長期借入金	152
リース投資資産	2,519	リース債務	30
有価証券	1,600	未払法人税等	1,382
商品及び製品	4,407	賞与引当金	556
仕掛品	103	製品保証引当金	21
原材料及び貯蔵品	186	株主優待引当金	386
その他	994	その他	9,319
貸倒引当金	△65	固定負債	21,891
固定資産	95,982	長期借入金	403
有形固定資産	77,112	リース債務	77
貸与資産	14,831	繰延税金負債	3,003
賃貸不動産	39,029	再評価に係る繰延税金負債	435
建物及び構築物	10,410	役員株式報酬引当金	81
土地	11,961	役員退職慰労引当金	156
リース資産	50	退職給付に係る負債	415
その他	828	長期設備関係未払金	13,386
無形固定資産	10,701	その他	3,931
のれん	5,835	負債合計	44,097
顧客関連資産	3,959	純資産の部	
その他	907	株主資本	100,373
投資その他の資産	8,168	資本金	13,821
投資有価証券	4,899	資本剰余金	16,627
退職給付に係る資産	1,188	利益剰余金	73,229
繰延税金資産	242	自己株式	△3,304
その他	2,475	その他の包括利益累計額	219
貸倒引当金	△636	その他有価証券評価差額金	1,954
資産合計	146,019	繰延ヘッジ損益	153
		土地再評価差額金	△2,144
		退職給付に係る調整累計額	255
		非支配株主持分	1,328
		純資産合計	101,921
		負債純資産合計	146,019

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2024年3月1日から2025年2月28日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		92,321
売上原価		65,423
売上総利益		26,897
販売費及び一般管理費		20,506
営業利益		6,390
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	151	
仕入割引	36	
投資事業組合運用益	29	
その他	127	354
営業外費用		
支払利息	203	
為替差損	7	
その他	26	238
経常利益		6,506
特別利益		
固定資産売却益	1	
負ののれん発生益	57	
その他	1	60
特別損失		
固定資産除却損	56	
役員退職慰労金	18	
その他	0	75
税金等調整前当期純利益		6,492
法人税、住民税及び事業税	2,468	
法人税等調整額	22	2,490
当期純利益		4,002
非支配株主に帰属する当期純利益		89
親会社株主に帰属する当期純利益		3,912

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2025年2月28日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	33,257	流動負債	17,350
現金及び預金	14,155	支払手形	164
受取手形	2,176	電子記録債務	3,626
電子記録債権	3,223	買掛金	2,991
売掛金	7,289	未払金	440
リース投資資産	2,519	未払法人税等	797
有価証券	1,600	未払消費税等	581
商品	1,882	賞与引当金	340
貯蔵品	88	株主優待引当金	386
その他	336	設備関係未払金	4,243
貸倒引当金	△16	その他	3,777
固定資産	97,871	固定負債	14,632
有形固定資産	62,091	繰延税金負債	905
貸与資産	8,018	再評価に係る繰延税金負債	435
賃貸不動産	38,271	退職給付引当金	0
建物	5,371	役員株式報酬引当金	81
構築物	1,921	長期預り金	40
土地	8,190	長期設備関係未払金	9,649
その他	318	預り保証金	2,587
無形固定資産	431	その他	930
借地権	152	負債合計	31,982
その他	278	純資産の部	
投資その他の資産	35,348	株主資本	99,341
投資有価証券	4,867	資本金	13,821
関係会社株式	26,912	資本剰余金	16,627
敷金及び保証金	632	資本準備金	15,329
前払年金費用	820	その他資本剰余金	1,297
その他	2,639	利益剰余金	72,197
貸倒引当金	△522	利益準備金	1,182
資産合計	131,128	その他利益剰余金	71,014
		建物圧縮積立金	425
		土地圧縮積立金	91
		別途積立金	42,000
		繰越利益剰余金	28,497
		自己株式	△3,304
		評価・換算差額等	△195
		その他有価証券評価差額金	1,948
		土地再評価差額金	△2,144
		純資産合計	99,146
		負債純資産合計	131,128

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2024年3月1日から2025年2月28日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,707
売上原価		44,024
売上総利益		14,682
販売費及び一般管理費		9,942
営業利益		4,739
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	149	
仕入割引	36	
その他	284	487
営業外費用		
支払利息	147	
為替差損	2	
その他	26	177
経常利益		5,050
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	55	55
税引前当期純利益		4,996
法人税、住民税及び事業税	1,440	
法人税等調整額	214	1,654
当期純利益		3,341

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員代表社員 公認会計士 宮本 靖士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワキタの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社ワキタ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

代表社員 公認会計士 宮本 靖士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワキタの2024年3月1日から2025年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月16日

株式会社ワキタ 監査等委員会
常勤監査等委員 大 野 茂 ㊞
監 査 等 委 員 蔵 口 康 裕 ㊞
監 査 等 委 員 石 田 法 子 ㊞
監 査 等 委 員 青 木 克 彦 ㊞

(注) 監査等委員 蔵口康裕、石田法子及び青木克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

当社本社 9階会議室 ☎ 06 (6449) 1901 (代表)



交通のご案内



地下鉄四ツ橋線

肥後橋駅 5A出口すぐ

(車椅子等の方は5B出口をご利用ください。)

地下鉄御堂筋線

淀屋橋駅 10番出口 徒歩 約6分

京阪電鉄中之島線

渡辺橋駅 12番出口 徒歩 約5分

お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

車椅子等の方でサポートが必要な株主様は、事前にご連絡をお願いいたします。

